

司法試験委員会会議（第138回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

1 日時

平成30年1月29日（月）10:00～11:30

2 場所

東京地方検察庁刑事部会議室

3 出席者

司法試験委員会

（委員）秋葉康弘，大沢陽一郎，大場亮太郎，神田秀樹，高橋美保，長谷部由起子
春名一典（敬称略）

平成30年司法試験・司法試験予備試験考査委員（民法幹事）（議題2のみ出席）

村松秀樹（敬称略）

平成29年司法試験検証担当考査委員（議題3のみ出席）

大浜寿美（敬称略）

司法試験委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課）

伊藤栄二人事課長，丸山嘉代試験管理官，森山智文人事課付

4 議題

- (1) 司法試験委員会委員長及び委員長代理の互選について（協議）
- (2) 司法試験及び司法試験予備試験の出題に係る法令について（報告・協議）
- (3) 平成29年司法試験の検証結果について（報告・協議）
- (4) 平成30年司法試験の実施について（協議）
- (5) 平成30年司法試験の出願状況について（報告）
- (6) 平成30年司法試験予備試験考査委員の推薦について（協議）
- (7) 共通到達度確認試験（仮称）に関する情報提供について（協議）
- (8) その他（報告）
- (9) 次回開催日程等について（説明）

5 資料

資料1 民法の一部を改正する法律等の施行に係る確認事項（司法試験）

資料2 民法の一部を改正する法律等の施行に係る確認事項（予備試験）

資料3 平成30年司法試験試験場（官報公告案）

資料4 平成30年司法試験の出願状況について（速報値）

資料5 平成30年司法試験予備試験考査委員推薦候補者名簿

資料6 共通到達度確認試験（仮称）ポンチ絵

資料7 平成29年11月22日付け富山県弁護士会会長名の「平成29年司法試験結果に対する会長声明」

資料8 平成29年12月9日付け山梨県弁護士会会長名の「平成29年度司法試験最終合格発表に関する会長声明」

資料9 平成29年12月19日付け秋田県弁護士会会長名の「司法試験合格者数の見直しを求める会長声明」

6 議事等

(1) 司法試験委員会委員長及び委員長代理の互選について（協議）

委員の互選により，神田秀樹委員が委員長に選任された。

委員の互選により，秋葉康弘委員が委員長代理に選任された。

(2) 司法試験及び司法試験予備試験の出題に係る法令について（報告・協議）

ア 平成30年司法試験及び司法試験予備試験考査委員からの報告の概要

民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成29年法律第45号）が平成32年4月1日に施行されることが決定されたことに伴い，民法の考査委員の科目会議において協議を行った結果，平成17年5月31日付け司法試験委員会決定「司法試験の出題に係る法令について」及び平成22年11月10日付け司法試験委員会決定「司法試験予備試験の出題に係る法令について」の定める原則に従い，平成30年司法試験及び司法試験予備試験並びに平成31年司法試験及び司法試験予備試験は改正前の関係法令，施行日より後となる平成32年司法試験及び司法試験予備試験以降は改正後の関係法令に基づいて出題するべきであるとの意見で一致した。

この結論について，商法，民事訴訟法及び倒産法の考査委員の科目会議においても検討された結果，いずれの科目でも異存はないとのことである。

また，どの年の試験から改正後の関係法令に基づき出題がなされるのかについては，取り分け，施行日の前後の年の受験者にとっては，極めて大きな影響が生じることから，司法試験委員会において早期に告知を行い，明確な方針を公に示していただくのが望ましいとの意見で一致した。

イ 当委員会における協議の結果

上記報告に引き続き協議が行われた結果，司法試験及び司法試験予備試験の出題に係る法令について，資料1及び資料2の方針が確認され，これを公表して告知することとされた。

(3) 平成29年司法試験の検証結果について（報告・協議）

平成27年6月10日付け司法試験委員会決定「平成28年以降における司法試験の方式・内容等の在り方について」に基づき選任された検証担当考査委員による平成29年司法試験の検証の方法・過程及び結果について，検証担当考査委員から報告がなされ，これを踏まえて協議を行った。

ア 検証担当考査委員からの報告の概要

検証の方法・過程

考査委員20名（研究者委員15名，実務家委員5名）が検証担当考査委員として選任され，昨年11月から12月にかけて，必須科目部会と選択科目部会に分かれて，それぞれ検討・協議を行った。

両部会においては，論文式試験の出題，出題の趣旨及び採点実感の在り方等に関する意見交換を行うとともに，必須科目部会においては，短答式試験の出題に関する意見交換を行うのに加え，論文式試験の出題に関し，法科大学院協会及び日本弁護士連合会から9名の研究者・実務家が参加し，法科大学院協会司法試験等検討委員会によ

る「平成29年度司法試験に関するアンケート調査結果報告書」及び日本弁護士連合会法科大学院センターによる司法試験分析資料の二つの外部評価も踏まえ、質疑応答及び意見交換を行った。

検証の結果

- ・ 短答式試験については、平成28年司法試験の検証に引き続き、基本的知識を問う出題傾向で安定しているとの評価で一致し、今後もこのような出題方針を継続することが望ましいとの認識で一致した。
- ・ 論文式試験については、必須科目・選択科目とも、問題の内容に関し、総じて高い評価が示され、問題の分量に関しても、多くの必須科目において前年より減少するなど、平成28年司法試験の一連の検証が反映されたものとなったとの評価で一致した。他方で、一部の科目分野において、なお分量が多いのではないかなどの指摘もあった。

こうした評価・指摘を踏まえ、論文式試験について、受験者の事例解析能力、論理的思考力、法解釈・法適用能力等を適切に判定することができるよう、より一層工夫し、特に、受験者に対して過度に事務処理能力を求める結果とならないよう、出題に当たっては、問題文、資料、設問の分量について十分に配慮するとの認識で一致した。

- ・ 出題の趣旨及び採点実感については、受験者に対して正確な情報を伝達する点で有益であると評価できる一方、過度の長文化・詳細化に対する懸念や一部の項目の必要性の有無に関する指摘があり、これらも念頭に置きつつ、各科目分野において、それぞれの実情に応じた記載内容の工夫について議論を深めるとの認識で一致した。
- ・ そのほか試験の在り方全般について意見交換を行った上、今後も検証方法に工夫を加えながら検証を継続していくことが有用であるとの認識で一致した。

イ 当委員会における協議の結果

上記報告を踏まえて協議が行われ

前回の検証にも増して、検証担当考査委員と外部の参加者から率直な意見が示され、出題について良い方向に向かっている

今回の検証は、二つの外部評価も踏まえた協議がなされたことから議論に厚みが出て、より実証的な議論になった

試験の内容については概ね肯定的評価が継続していることから、平成30年司法試験についても、今回の検証結果を踏まえて必要な改善を行いつつ、基本的にはこれまでの傾向・レベルを維持し、引き続き、法曹としての事案分析能力や論理的思考力などの判定に資するものとすべき

などの意見が述べられた。

協議の結果、検証結果を速やかに司法試験考査委員に伝えるとともに、今後も検証を継続していくことが有用であるとの認識で一致した。

(4) 平成30年司法試験の実施について（協議）

司法試験法第7条に基づく平成30年司法試験の場所の公告は、資料3のとおりとすることが了承された。

平成30年司法試験用法文に登載する法令について協議が行われた。

- (5) 平成30年司法試験の出願状況について（報告）
事務局から、平成30年司法試験の出願状況について資料4のとおり報告された。
- (6) 平成30年司法試験予備試験考査委員の推薦について（協議）
平成30年司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員として、資料5記載の者を法務大臣に推薦することが決定された。
- (7) 共通到達度確認試験（仮称）に関する情報提供について（協議）
事務局から、共通到達度確認試験（仮称）の実施状況について資料6に基づき説明がなされた。
法科大学院在学中に共通到達度確認試験試行試験を受験した者の同試験の成績と司法試験短答式試験における成績の相関分析を行うために必要であるとして依頼のあった法科大学院に対し、当該法科大学院において、あらかじめ対象者から、司法試験委員会が当該法科大学院に情報提供を行うことの承諾を得ていることなどを条件として、同分析作業に必要となる平成29年司法試験の受験状況等に関する情報を提供することが決定された。
- (8) その他（報告）
事務局から、富山、山梨及び秋田の各弁護士会から法務大臣又は司法試験委員会宛てに送付された資料7から資料9について報告がなされた。
- (9) 次回開催日程等について（説明）
次回の司法試験委員会は、本年3月に開催することが確認された。

（以上）